

平成31年第1回長久手市議会定例会 議事日程 (案)

一般質問

順 序	区 分	氏 名	日 程 A 案	日 程 B 案
1	代表	創政クラブ 岡崎つよし 議員	2月22日(金) 代表 5人	2月22日(金) 代表 6人
2	〃	市民ネット じんの和子 議員		
3	〃	公明党 木村さゆり 議員		
4	〃	改革ながくて 加藤和男 議員		
5	〃	政策グループ ガイア 大島令子 議員		
6	〃	長久手グローバルネット 佐野尚人 議員	2月25日(月) 代表 1人 個人 4人	2月25日(月) 個人 5人
7	個人	伊藤祐司 議員		
8	〃	田崎あきひさ 議員		
9	〃	ささせ順子 議員		
10	〃	山田かずひこ 議員	2月26日(火) 個人 5人	2月26日(火) 個人 4人
11	〃	山田けんたろう 議員		
12	〃	吉田ひでき 議員		
13	〃	なかじま和代 議員		
14	〃	林みすず 議員		
15	〃	さとうゆみ 議員		



平成31年第1回長久手市議会定例会

請 願 文 書 表

整理番号 及 び 受理月日	所管 委員会	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 及 び 紹 介 議 員	審 議 結 果
第1号 2月7日		件 名 農協改革に関する意見書の提出を 求める請願 要 旨 信用事業譲渡及び准組合員利用規 制の導入は、JAの主権者たる組合員 の判断に基づき慎重に対応することに ついて、国に対し意見書を提出すること。	請願者 日進市 あいち尾東農業協同組合 代表理事組合長 紹介議員 山田けんたろう	



農協改革に関する意見書の提出を求める請願書

平成31年2月7日

長久手市議会議員 川合 保生 様

請願者

日進市

あいち尾東農業協同組合

代表理事組合長

紹介議員

長久手市議会議員

山田 けんたろう



1 請願趣旨

当組合は、農業者に対する営農指導、産直施設等による農産物の販売、農地中間管理機構等による農地集積など、組合員の経営安定化と地域農業の振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、地域の人々の生活を支える事業を運営し、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしています。

特に、本市は区画整理事業の施行等に伴う都市化が進展するなどで、農地が減少しつつあり、また、農業者の高齢化等に伴う担い手の減少が顕著な地域であります。これに対しJAは、担い手に対する出向く営農指導や作物別グループに対する栽培指導等支援、産直施設やイシシヨップ等による農産物の販路拡大、農地中間管理機構や農地円滑化事業等による農地集積、鳥獣被害対策支援、新規就農者の育成などの取り組みや活動を積極的に実施しています。

このような中、国は2019年5月末までを期間とする農協改革集中推進期間を設定し、信用事業の農林中金等への譲渡等の改革を促しています。

また、平成28年4月1日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後5年を経過する2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしています。



一方、JAグループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、JAの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところですが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、JAの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことになりかねません。

このため、国に対し、意見書を提出していただきたくお願いいたします。

2 請願事項

信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、JAの主権者たる組合員の判断に基づき慎重に対応することについて、国に対し、意見書を提出していただきたくお願いいたします。

別紙

農協改革に関する意見書（案）

本市の農業は、温暖な気候や豊かな水資源などの自然環境の下、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、市民に新鮮な食料や良好な景観等を提供してきた。

こうした中で、本市のＪＡでは、農業者に対する営農指導、産直施設等による農産物の販売、農地中間管理機構等による農地集積など、組合員の経営安定化と地域農業の振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、地域の人々の生活を支える事業を運営し、市民の生活基盤としても、非常に重要な役割を果たしてきている。

特に、本市は区画整理事業の施行等に伴う都市化が進展するなど、農地が減少しつつあり、また、農業者の高齢化等に伴う担い手の減少が顕著な地域である。これに対しＪＡは、担い手に対する出向く営農指導や作物別グループに対する栽培指導等支援、産直施設やインショップ等による農産物の販路拡大、農地中間管理機構や農地円滑化事業等による農地集積、鳥獣被害対策支援、新規就農者の育成などの取り組みや活動を積極的に実施しており、本市の社会・経済上なくてはならない組織となっている。

このような中、国は２０１９年５月末までを期間とする農協改革集中推進期間を設定し、信用事業の農林中金等への譲渡等の改革を促している。

また、平成２８年４月１日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後５年を経過する２０２１年３月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしている。

一方、ＪＡグループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、ＪＡの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところであるが、今後進められる①信用事業の分離誘導や、②准組合員利用規制の導入などの内容によっては、ＪＡの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念される。

そもそも、ＪＡは組合員の民主的な協同組織である。ＪＡのあり方を決めるのは国ではなく、組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に

沿った対応が望まれる。

よって、貴職においてはこうした状況を踏まえ、下記の事項に責任をもって対応されるよう強く要望する。

記

信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、J Aの主権者たる組合員の判断に基づき慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革、男女共同参画）

平成31年第1回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

平成31年2月20日(水)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
請願の提出について
- 第2 諸般の報告に対する質疑
- 第3 議案第19号から議案第22号まで
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第4 請願第1号農協改革に関する意見書の提出を求める請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第5 議案第1号から議案第18号長久手小学校亜炭鉱空洞充填工事請負契約の変更についてまで及び議案第23号第6次長久手市総合計画基本構想についてから議案第26号まで並びに請願第1号
(議案等に対する質疑、委員会付託)

平成31年第1回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

平成31年2月22日(金)午前9時30分開議

第1 一般質問

(代表質問)

創政クラブ	岡崎つよし	議員
市民ネット	じんの和子	議員
公明党	木村さゆり	議員
改革ながくて	加藤和男	議員
政策グループ ガイア	大島令子	議員
長久手グローバルネット	佐野尚人	議員

平成31年第1回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

平成31年2月25日(月)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

伊 藤 祐 司 議員

田崎あきひさ 議員

さ せ 順 子 議員

山田かずひこ 議員

山田けんたろう 議員

平成31年第1回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

平成31年2月26日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

吉田ひでき 議員

なかじま和代 議員

林 みすず 議員

さとうゆみ 議員

平成 3 1 年第 1 回長久手市議会定例会議事日程（第 6 号）

平成 3 1 年 3 月 2 2 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第 1 号から議案第 1 8 号まで及び議案第 2 3 号から議案第 2 6 号まで
並びに請願第 1 号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第 2 発委第 1 号長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

臨時会及び第2回定例会会期日程（案）

臨時会

月	日	曜日	開始時間	摘 要
5	17	金	10:00	臨時会
	18	土		
	19	日		
	20	月		予備日

5月7日(火)10:00 全員打合せ会（議案配付、議案説明）

第2回定例会（会期23日間）

月	日	曜日	開始時間	摘 要
6	13	木	10:00	本会議（開会、議案上程、説明）
	14	金	10:00	本会議（議案質疑、委員会付託）
	15	土		
	16	日		
	17	月	9:30	本会議（一般質問）
	18	火	9:30	本会議（一般質問）
	19	水	9:30	本会議（一般質問） 終了後 予算決算委員会
	20	木		予備日
	21	金		休会
	22	土		
	23	日		
	24	月	9:30	常任委員会
	25	火	9:30	常任委員会
	26	水	9:30	常任委員会
	27	木	9:30	常任委員会
	28	金		予備日
	29	土		
	30	日		
7	1	月	9:30	予算決算委員会
	2	火		休会
	3	水	10:00	議会運営委員会
	4	木		休会
	5	金	10:00	本会議（討論採決） 閉会

5月28日(火)10:00 議会運営委員会

14:00 議案説明

6月3日(月)8:30から6月4日(火)正午まで 一般質問通告受付

6月4日(火)正午まで 請願及び陳情等受付締切り

6月10日(月)10:00 議会運営委員会

(案)

発委第1号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年3月22日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説 明

この案を提出するのは、部の追加並びに常任委員会の名称、委員の定数及び常任委員の任期の変更等に関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

(案)

別紙

長久手市条例第 号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例

(長久手市議会委員会に関する条例の一部改正)

第 1 条 長久手市議会委員会に関する条例 (昭和 23 年長久手村条例第 8 号)

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第 3 条 (略) 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記 1 参照】	(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第 3 条 (略) 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記 1 参照】

【別記 1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務委員会の項 (略)		
教育福祉委員会	6 人	福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
くらし建設委員会の項及び予算決算委員会の項 (略)		

改正前

名称	委員定数	所管
総務委員会の項 (略)		
教育福祉委員会	6 人	福祉部_____、教育委員会の所管に関する事項

(案)

	する事項
くらし建設委員会の項及び予算決算委員会の項 (略)	

第2条 長久手市議会委員会に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第3条 議員は、<u>予算決算委員会の委員のほか、</u>少なくとも1つの常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。<u>ただし、議長は職務上の中立性確保のため、常任委員とならないものとする。</u> 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記1 参照】 (常任委員の任期) 第3条の2 常任委員の任期は<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 2 (略)	(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第3条 議員は、 _____ 少なくとも1つの常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。 _____ 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記1 参照】 (常任委員の任期) 第3条の2 常任委員の任期は<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 2 (略)

【別記1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務くらし建設委員会	9人	1 市長公室、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評

(案)

		<u>価審査委員会、くらし文化部、建設部、農業委員会</u> の所管に関する事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	<u>8 人</u>	福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
予算決算委員会の項 (略)		

改正前

名 称	委員定数	所 管
総務委員会	<u>6 人</u>	1 市長公室、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会 _____ _____の所管に関する事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	<u>6 人</u>	福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
くらし建設委員会	<u>6 人</u>	<u>くらし文化部、建設部、農業委員会の所管</u> <u>に関する事項</u>
予算決算委員会の項 (略)		

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条の規定は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。

平成31年2月14日

長久手市議会
議会運営委員長 岡崎つよし 様

長久手市議会
議会基本条例検証会議座長 青山直道

長久手市議会基本条例の検証について（報告）

長久手市議会基本条例の検証を下記のとおり行い、結果をまとめましたので報告します。

記

- 1 条例の改正について
改正の必要はない。

- 2 条例の運用について
 - (1) 重点項目
 - ア 議会改革特別委員会等を設置し、運用面の課題を議論すべきである。
 - イ 市議会に対する市民の意見を聞くためのアンケートを定期的実施すべきである。
 - ウ 改選後できるだけ速やかに、この検証結果を基に条例の見直し作業をすべきである。

(2) 各条文に対する意見等

第1条 目的	
この条例は、市民の代表としての長久手市議会（以下「議会」という。）の役割、議会及び長久手市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とする。	
意見等	特になし

第2条 議会の責務	
議会は、行政運営について審議し、議決機関としての責務を果たさなければならない。 2 議会は、議会活動に関する情報発信を行うものとする。 3 議会は、市民の意思の反映に努めるものとする。 4 議会は、常に向上心を持ち、更なる議会改革を推進するものとする。	
意見等	<第1項> 「議決機関」という表現について、みんなで作るまち条例のパブコメに対し、「議会の議決権は、議会の権限の中で最も基本的であり、本質的なものです。議決によって、地方公共団体としての意思が決定します。そのことから「議決機関」として定めています。」と回答している。もし「議事機関」や「意思決定機関」のように表現を改めるのであれば、みんなで作るまち条例の改正と合わせてはどうか。 <第2項> ・ 議会だよりに委員会等議会活動の記事を掲載してはどうか。 ・ 議会のライブ配信、議案質疑・委員会の動画配信を検討してはどうか。 <第3項> 更なる議会改革のため、新たに議論の場を設置してはどうか。
提案	議会改革特別委員会等の設置を検討する。

第3条 議長の責務	
議長は、議会を代表し、公正で民主的な議会運営に努めなければならない。	
意見等	・ 議長は常任委員会から離職すべきではないか。 ・ 議長任期を2年とすべきではないか。 ・ 2人会派であると難しいが、議長は会派から離脱したほうがよいのではないか。
提案	議長のあり方を検討する。

第4条 議決責任	
議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識し、その結果について市民に対し説明する責務を有するものとする。	
意見等	・ 条文を「その結果について」から「その結果と議論の経過について」と改正してはどうか。 ・ 議会だよりでは大きく意見の分かれた案件を分かりやすく掲載してはどうか。ページ数を増やさないと難しいため、議会だよりの紙面構成を工夫してはどうか。
提案	議会だより等では結果だけでなく経過（議論の内容）も含めて報告している。条例を大きく改正するのであれば併せて改正してもよいが、今回は見送りとする。

第5条 議員の責務	
議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。 2 議員は、一部の地域又は団体ではなく、市民全体への奉仕者として活動するものとする。 3 議員は、市政について、市民の意見を把握するとともに、的確な判断をするため、自己の資質向上に努めるものとする。	
意見等	<第2項> 「奉仕者」という表現について、条文の趣旨は、一部の団体等に利益誘導しないということであるため、「公正、誠実」という表現でもよいのではないか。
提案	今回はこの条文どおりとし、今後の要検討項目とする。

第6条 会派	
会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成し、活動するものとする。	
意見等	・ 会派間での合意形成をもっとしてはどうか。 ・ 1人会派を認めるかどうかは、議会改革特別委員会等の場で議論すべき問題である。ただし、議運や検証会議等の話合いの場でも無会派は構成員となっているため、現状のままでよいのではないか。 ・ 運用は現状のままでよいが、改選後の会派数等によっては議会運営上の問題が生じる可能性があるのではないか。

第 7 条 政務活動費	
議員は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年長久手町条例第 8 号)の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努め、市民に対して使途を公開し、その使途について説明責任を担うものとする。	
意見等	・ 政務活動費の運用指針の検討（公開基準、支出科目、新聞WEB版を認める等）をしてはどうか。 ・ 議会の意見を市民へ伝えた上で、市民アンケート等で市民から意見をもらってはどうか。
提案	「政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針」の見直しを検討する。

第 8 条 市民参加及び市民との連携	
議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、その情報について説明責任を十分果たすよう努めなければならない。 2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則として市民に公開するものとする。 3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提案者が説明及び意見を述べる機会を保障するものとする。 4 議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会を定期的を開催するものとする。	
意見等	<第 1 項> ・ 広報広聴委員会（議会だより、ホームページ、議会報告会等を所管）を設置してはどうか。 ・ 情報開示のツールを検討すべきではないか。（本会議、委員会等の中継、インターネット放映等） <第 4 項> ・ 「報告会を定期的を開催すること」について、自由に意見交換できる場を設けていくべき。条文中の表現を今すぐに変えるのではなく、時間をかけて「意見及び情報を交換する場」や「意見交換会」等の表現を検討してはどうか。 ・ 議会報告会のあり方（開催回数、各種団体との意見交換、議会から出向く等）を見直してはどうか。
提案	議会報告会のあり方を検討する。

第9条 市長等との関係	
議会は二元代表制の下、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との対等な関係を構築し、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。 (1) 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。 (2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。	
意見等	・ 反問権の実績がないこと自体は問題ではないが、「内容、趣旨及び根拠を確認する」ための確認権にとどめるのか、反論権まで認めるのかの議論が必要ではないか。 ・ 本会議での質疑の回数が2回までのため、十分な議論ができないのではないか。 ・ 議選の監査委員に関して、廃止するのか継続するのか議会全体で勉強していくべきではないか。
提案	・ 「長久手市議会反問実施要綱」の見直しを検討する。 ・ 議選の監査委員について議論をする場を設ける。

第10条 資料の提出	
議会は、議案審議等に当たり市長等に対し必要に応じて資料の提出を求めることができる。	
意見等	法律改正に伴う条例改正議案は、少なくとも国会での審議状況・要旨を資料として提出させてはどうか。

第11条 政策立案等	
議会は、市民福祉の向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。	
意見等	・ 議員個人ではなく、議会や委員会として議案、意見書、提言等を積極的に提出できるよう、全議員での施策勉強が必要ではないか。 ・ 事務局体制の充実が必要ではないか。

第 12 条 委員会の活動	
委員会は、議案等の審議及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。 2 委員長及び副委員長は、公平かつ公正な委員会運営に努めなければならない。	
意見等	・ 任期当初に委員会のテーマを掲げ、委員会活動を活発に行うためにも、委員任期を2年としてはどうか。 ・ 委員会の視察研修が予算消化になっていると感じる。
提案	委員任期の議論を継続して行う。

第 13 条 議員間討議の促進	
議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な討議及び議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。	
意見等	・ 議員間討議を実施したことが1度もない。 ・ 開会前までに論点整理する時間はあるが、突然盛り上がった課題や、本会議での質疑に対する執行部の答弁に疑問が出た場合に、申合せ上、議員間討議ができないのは問題ではないか。 ・ 申合せ（「開会日までに委員長に意向を表明」の部分）を見直してはどうか。 ・ 実施している市議会を参考に、どうしたら議員間討議できるのか考え直してはどうか。
提案	「長久手市議会議員間討議の促進に関する申し合わせ事項」の見直しを検討する。

第 14 条 議員研修の充実強化	
議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。 2 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。	
意見等	全議員で同じ内容を学ぶことは重要であるため、さらなる充実が必要ではないか。

第 15 条 議会事務局の体制整備	
議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	
意見等	・ 事務局の調査・法務機能を充実させるため、事務局体制（正規職員 5、6 人）の強化が必要ではないか。 ・ 事務局職員の在職年数を長くし、事務局経験者は市長部局で一定の経験を積んだ後事務局に戻るような人事政策を検討してはどうか。 ・ 委員会の会議録作成を委託することで、事務局の負担を軽減してはどうか。

第 16 条 議会図書室の設置	
議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の充実に努めるものとする。	
意見等	・ 庁舎建て替え時には独立した図書室を設置すべきではないか。 ・ ネット環境（新聞のネット配信サービス等）を充実してはどうか。 ・ 中央図書館からの団体貸出制度、レファレンスサービスが受けられるようにしてはどうか。 ・ もっと積極的に利用や購入希望等をすべきではないか。

第 17 条 議会広報の充実	
議会は、議案の審議経過及び表決結果を市民に対して議会だよりで公表するものとする。 2 議会は、市政に係る重要な情報を得た場合は、必要に応じて市民に公表するものとする。 3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。	
意見等	・ 議会だよりには、一般質問よりも議会活動や委員会活動を多く掲載すべきではないか。 ・ 議会だよりを市の広報とは別日に配付してはどうか。 ・ 議会だよりモニターを活用してはどうか。 ・ 常任委員会等の中継をしてはどうか。 ・ Facebook での情報発信は一部の議員に負担が偏っているのではないか。 ・ 一般質問の録画中継は Windows でしか再生できないため、Youtube 等でアップしてはどうか。
提案	・ 議会だよりの見直し・改善をする。 ・ 広報広聴委員会の設置を検討する。

第 18 条 議員の政治倫理	
議員は、市民の代表として名誉及び品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、長久手市議会議員政治倫理条例(平成 22 年長久手町条例第 8 号)を規範とし、遵守しなければならない。	
意見等	「長久手市議会議員政治倫理条例」の見直しを検討する。

第 19 条 議員定数

議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会又は議員が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数との比較、市民又は学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

意見等	・ 検討時期を明確化すべきではないか。 ・ 議会報告会で、議員定数を議題に意見交換してはどうか。 ・ 客観的な見解は必要であるため、アンケートを定期的に行い、市民の考えを確認する機会を設けてはどうか。
-----	--

第 20 条 議員報酬

議員報酬は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

意見等	・ 委員長の仕事が多いため、報酬の見直しが必要ではないか。 ・ 報酬審議会の開催を依頼するかどうかは、毎年議運の議題になっているが、議員報酬が適正であるかの検討をするためにも、平成 31 年度は報酬審議会を開催してもらってはどうか。 ・ 市民の客観的な評価や意見をもらう機会（市民アンケート等）を設けるべきでないか。なお、アンケートは問い方によって回答も変わるため、前回のアンケートと同様の問い方をすべきである。 ・ 議会報告会等で議員報酬に対する各議員の考えを市民に伝えてはどうか。
提案	長久手市特別職報酬等審議会の開催を依頼する。

第 21 条 災害時の対応	
議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るように努めるものとする。	
意見等	「大規模災害時における市議会の対応に関する規定」に沿ったシミュレーション訓練が必要ではないか。
提案	訓練を実施する。

第 22 条 見直し手続き	
議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項の規定による検討の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。	
意見等	<第 1 項> ・ 検証の時期を明確化してはどうか。今回は 8 月から検証を行ったが、もう少し早い時期から検証してはどうか。また、議会改革特別委員会等を設置して、検証してはどうか。 ・ 条文の「一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに」を「必要に応じ」や「適宜」というような表現としたほうがよいのではないか。
提案	今回はこの条文どおり改選後に検討し、要検討項目とする。

受付	代 表 質 問	第 号
	和 暦 年 月 日	時 分

一 般 質 問 < 代 表 > 発 言 通 告 書

和 暦 年 月 日

長久手市議会議長 殿

会派名

長久手市議会議員 印

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備考
1	□□□について (1)○□□□□□□□□□□□□□□□□ (2)○□□□□□□□□□□□□□□□□	
2	□□□について (1)○□□□□□□□□□□□□□□□□ ○ア○□□□□□□□□□□□□□□□□ ○イ○□□□□□□□□□□□□□□□□	
3	□□□について ○□□□□□□□□□□□□□□□□	

受付	個 人 質 問 第 号
	和 暦 年 月 日 時 分

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

和 暦 年 月 日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 ⑩

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備考
1	□□□について (1)○□□□□□□□□□□□□□□□□ (2)○□□□□□□□□□□□□□□□□	
2	□□□について (1)○□□□□□□□□□□□□□□□□ ○ア○□□□□□□□□□□□□□□□□ ○イ○□□□□□□□□□□□□□□□□	
3	□□□について ○□□□□□□□□□□□□□□□□	